

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革の基本方針の取組方針
第3-1(4) 報告者の負担軽減、統計ニーズの把握	<p>① 政策立案者、研究者、民間エコノミスト等の定期的な意見交換の場を設置する。</p> <p>② 利用者の視点からの改善提案の組織的収集・反映の仕組みを構築する。</p>
	<b>統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目</b>
	<p>③ 本年度から、EBPM推進委員会において、提案募集と対応案の公表、対応状況のフォローアップ等を開始。統計委員会はこれに協力。</p> <p>④ 各府省は、統計調査の設計に当たっては、府内外の政策部門やユーザーの意見を求めることなどにより、ユーザーのニーズを反映することとし、統計委員会及び総務省は、統計調査の承認手続の機会も活用し、毎年、その状況のフォローアップを行う。</p> <p>⑤ 本年度から統計委員会において、報告者の声の募集と対応案の公表、対応状況のフォローアップ等を開始する。その際、各府省が行っている各種調査・アンケート等に対する報告者の負担の声の把握等も併せて行う。</p> <p>⑥ 統計調査の設計に当たっては、事業者との協働による調査設計を行う、報告者の声を求めるなどにより、報告者の負担軽減を図ることとし、統計委員会が、毎年、その状況のフォローアップを行う。</p> <p>⑦ 各府省で統計調査や各種調査・アンケート等を新たに行おうとする者は、その設計等に先立って、求めるデータの有無や所在を、自府省のEBPM推進統括官に確認する。また、総務省は、各府省が統計調査を行う際に行っている審査において、当該府省のEBPM推進統括官とも連携し、上記の確認の結果も活用することにより、審査を簡素化・迅速化する。</p> <p>⑧ 総務省は、統計調査に対する報告者が地方自治体、独立行政法人等や民間による各種調査との間の重複等も負担と感じていることに留意し、このような重複等の取扱いを各府省任せとすることなく、統計委員会とも連携して、各府省、地方自治体、独立行政法人等や民間との間の議論や調整を促進する。</p>
	<b>現行基本計画の該当項目</b>
	<p>⑨ 統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会については、報告者、地方公共団体及び政策部局にも対象を拡大するとともに、掘り下げた検討結果を府省横断的な統計等の整備・改善の審議等に活用するなど、一層の活性化を図る。(平成26年度から実施する。)</p>

	<p>⑩ 報告者の利便性の向上等にも配慮し、統計ニーズに係るアンケート調査の内容等を見直す。また、各府省が個別に把握している所管統計の改善や統計データの提供に係る統計ニーズの情報共有を図るなど、府省間の連携を強化する。（各府省 平成26年度から実施する。）</p>
<p><b>これまでの統計委員会の意見</b></p>	<p>〈就業構造基本調査の変更に係る部会審議を踏まえたメモ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長期の周期で行われる調査では調査項目の継続性が重要である一方、そのときどきの政策ニーズに応じた、新たな調査項目の選定も同等に重要である。調査実施者においては、特定の調査項目の追加/削除や調査全体とのバランスを検討するにあたり、その時代の政策議論を踏まえ、そこでのニーズの把握に対して積極的に取り組む必要がある。</li> <li>○ 調査結果の集計にあたっては、時系列変化を把握できるようこれまでの枠組みを踏襲するだけでなく、その時代の政策議論に基づく新たな集計表の作成についても積極的に検討すべきである。調査実施者は、集計表の検討に当たり専門家による調査研究成果を参照するなど、より幅広く、調査結果を積極的に社会に還元することに留意する必要がある。</li> </ul>
<p><b>各種研究会等での指摘</b></p>	<p>—</p>
<p><b>担当府省の取組状況の概要</b></p>	<p>①⑨ 統計精度向上に係る審議に活用するため、平成28年11月にエコノミストから意見を聴取するとともに、29年2月に有識者との意見交換会を開催した。【総務省（統計委員会担当室）】</p> <p>②③⑤⑩ 「統計ニーズの的確な把握の枠組み」（平成26年3月25日統計データの有効活用に関する検討会議了承）に基づき、統計一般に関するニーズ把握について、平成26年度以降、テーマの設定や実施期間の集中化等により、広報活動の重点化を図った。</p> <p>また、今般の統計改革の検討に活用するため、平成29年2月から3月にかけて「統計ユーザーのニーズに関する調査」及び「統計調査の負担感・重複感の実態に関する調査」を実施し、5月12日に開催された統計改革推進会議第9回コア幹事会で調査結果を報告するとともに、8月24日に開催された統計委員会基本計画部会において、個別統計への意見、要望とそれに関する対応方針を報告した。</p>
<p><b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計委員会は、統計利用者等との意見交換会について、民間エコノミスト等に対象を拡大するとともに、その結果を統計法施行状況報告の審議や基幹統計・基幹統計調査の個別諮問審議等に活用していることは評価できる。一方で、統計ニーズを一層的確に把握し、統計委員会における審議に活用する観点から、ユーザーのニーズ及び報告者の声の把握に係る仕組みに統合することに向け、具体的な検討・取組を推進することを本文に記載する必要があるのではないか。（①、⑨）</li> <li>○ 総務省は、「統計ニーズの的確な把握の枠組み」に基づく統計ニーズの把握や情報共有等の実施、「統計ユーザーのニーズに関する調査」や「統計調査の負担感・重複感の実態に関する調査」の実施に取り組んでいることは評価できる。一方で、経常的にユーザーのニーズ及び報告者の声を把握し、その対応方策の公表や対応状況のフォローアップを行う必要があるのではないか。また、報告者の声の把握に当たっては、統計調査</li> </ul>

	<p>の報告者が地方公共団体、独立行政法人等や民間による各種調査との間の重複等も負担と感じていることに留意し、各府省、地方公共団体、独立行政法人等や民間が行っている各種調査との間の議論や調整を促進する観点も必要ではないか。(②、③、⑤、⑧、⑩)</p> <p>○ 各府省は、統計調査の設計に当たって、府省内外の政策部門やユーザーの意見、報告者の声を把握して、それらを調査項目の選定や集計表の作成・提供等に反映させることが必要ではないか。また、統計委員会及び総務省は、統計調査の承認審議や承認申請手続等も活用しつつ、毎年、その状況をフォローアップし、各府省の取組を推進することを、本文に記載する必要があるのではないか。さらに、承認手続等における審査については、当該府省の政策立案過程総括審議官(仮称。以下同じ)が行った、データの有無や所在の確認結果も活用することにより、簡素化・迅速化することを本文に記載する必要があるのではないか。(④、⑥、⑦)</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>○ EBPM推進委員会が実施するユーザーのニーズの提案募集の取組と連携しつつ、統計作成に関する報告者の負担等に関する声(提案)を経常的に募集する。また、当該募集により把握した提案や統計調査の実施に当たり収集したユーザーのニーズや報告者の声(提案)について、各府省と連携して対応方策を作成・公表するとともに、統計委員会を中心に毎年定期的に、その対応状況のフォローアップを実施する。なお、地方公共団体、独立行政法人等や民間による各種調査やアンケート調査等との重複等に係る内容については、必要に応じて総務省において、統計委員会の意見も踏まえつつ当該関係者への情報提供や連絡等を行う。(総務省、各府省)</p> <p>○ 所管統計調査の設計に当たっては、府省内外のユーザーのニーズ、報告者の声を別途把握するとともに、これまでに募集・把握したユーザーのニーズや報告者の声も踏まえることにより、報告者の負担軽減やユーザーニーズへの的確な対応を図ることに加え、各府省の政策立案過程総括審議官に、必要なデータの有無や所在を確認し、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化を図る。(各府省)</p>
<p><b>備考(留意点等)</b></p>	<p>—</p>